

県南広域振興局長告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、金流川沿岸涌津土地改良区（一関市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年2月26日

県南広域振興局長 田村均次

1 理事

中嶋豊治 一関市花泉町涌津字中町12番地

2 監事

菅原勉 一関市花泉町涌津字道下36番地